

避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人ら（父母及び子2名の合計4名）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、申立人母子は福島県外に避難をしたものの、申立人父が仕事を継続する必要から避難をすることができなかつたために家族間別離が生じたことから、別離期間である平成23年3月分から平成26年3月分まで月額3万円が賠償されたほか、申立人母について平成26年9月分から平成27年2月分までの月額8万4000円の就労不能損害が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X1、同X2、同X3及び同X4（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

記

- 1 精神的損害（日常生活阻害慰謝料増額分）
（平成23年3月11日から平成26年3月31日）
金1,110,000円
- 2 就労不能損害（申立人X2）
（平成26年9月1日から平成27年2月28日）
金504,000円

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項記載の損害項目及び期間に対する和解金として、合計金1,614,000円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求をすることを妨げない。

2 本和解に定める金額にかかる遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対し別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和2年8月21日

（仲介委員 牛久保 美香）